平成３０年（フ）第４３９８号
東京都世田谷区南烏山４丁目５－６　下山ファミリーコーポ第一101
債務者　大石華里菜
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３９９号
東京都足立区足立４丁目６－５－102
債務者　渡邉　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４１３号
東京都江戸川区南小岩１丁目７－５
債務者　石田　幸代
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２４７号
横浜市神奈川区六角橋６丁目29番34号　コスタ岸根公園201号
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３３７号
東京都葛飾区亀有３丁目36－２－301
債務者　飛田記世子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３３９号
東京都大田区蒲田５丁目33－７－801
債務者　富田　道夫
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３８０号
東京都狛江市東野川３丁目10－２　第２ホワイトレジデンス101
債務者　高橋　欣香
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３８８号
東京都八王子市子安町１丁目50－３－102
債務者　小峯　年晴
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４３９７号
東京都新宿区弁天町32－406
債務者　西川　和秀
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７０１号
東京都町田市旭町１丁目21番３号シティハウス旭町201
債務者　菊地日出夫
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１０５号
沖縄県うるま市字喜屋武185番地
債務者　新城　啓子
1　決定年月日時　平成30年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年10月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５６号
山口県周南市野村３丁目１番24号
破産者　株式会社ナイン
1　決定年月日　平成30年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１００号
栃木県佐野市葛生西３丁目12番19号　健康の郷　すみれ、前住所栃木県佐野市閑馬町249番地
破産者　島田　勝久
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第８６号
群馬県桐生市境野町７丁目226番地の１　ＲＣグランデ503、開始決定時の住所栃木県足利市小俣町2422番地３
破産者　泉　　洋造
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６９３号
兵庫県尼崎市大島２丁目２番７号
破産者　寺下　靖夫
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７号
宮城県登米市登米町小島上大谷地84番地
破産者　工藤　彰尋
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部